甘楽町広報

昭和36年11月15日　（毎月15日発行）　第27号　【1頁】

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852
甘楽町役場
電話（小幡）4番 44番
編集総務課広報係
印刷所　雄氷印刷株式会社

10月の動態

人口	14,856人
男	7,152人
女	7,704人
世帯数	2,691
転入	23人
転出	44人
出生	21人
死亡	10人

11月の納税

一、固定資産税　第四期
二、保険税　第五期

三十五年度総決算おわる

歳出は八千九百万円

十月三十一日の町議会で、昭和三十五年度の甘楽町歳入歳出の一般会計と、特別会計全部の歳入歳出決算が承認されました。これをまず一般会計にみますと、歳入は九千百九十三万二十九円、歳出八千九百一万六千六百二十二円で、歳入歳出の差引額は二百九十一万三千四百七円です。このうち八万円が基本財産に編入され、残金二百八十三万三千四百七円が三十六年度へ繰り越されました。この款別歳入歳出は、別表にかかげたとおりですが、次に簡単な解説をいたします。

歳入

【町税】 町債や繰入金などの特別な歳入があるにもかかわらず、総歳入額の三十%余をしめる重要な財源です。この収納率は非常に高く九十四・三六%に達し別表の額が収入されたわけです。これは、三十四年度の成績を上まわるもので、住民の町政への理解と協力のほどがうかがえます。

【地方交付税】 普通交付税二千三百八十四万七千円、特別交付税二百五十七万七千円です。

【公営企業及び財産収入】 基本財産等の積立金利子、福島公民館、元白倉巡査駐在所、元新屋教員住宅の建物と、附随する土地の売り払い代金が主なものです。

【分担金及び負担金】 分担金は、土地改良事業などの受益者分担金です。

【町債】 第一中学校建築のために借り入れたものです。

【繰入金】 新屋小学校建築積立金を前年度同様に繰り入れ、第一中学校建築敷地の精算金にあてました

歳出

【議会費】 議員報酬約百万円のほか旅費・職員手当・会議費・研修費などの支出。

【役場費】 特別職・職員の給料や旅費、職員手当のほか、区長・区長代者の報酬、組長報償金などが合計一千二百五十六万円、消耗品費・印刷製本費・備品費などの需用費が約百五十一万円、職員慰給組合負担金その他が百九十二万円、連絡用の小型四輪自動車、スクーター、オートバイなど購入費百四十万円、以上が大きな支出。

【消防費】 団員等の報酬その他が約八十二万円、自動車の燃料費・修繕料・備品費等の需用費約百五十一万円、第五分団の自動車購入費が二十三万円で、ほかに水防費・防犯委員会費などを支出。

【土木費】 道路維持修繕費約二百六万円裏門橋改修費などをふくむ橋の維持修繕費約七十万円、県道舗装工事等に対する寄附金約九十三万円をふくむ需用費約百二十八万円、芳の元線の八十万円をふくむ道路災害復旧費約九十万円、新町建設事業として行なった笹森～白倉線の道路改修費約二百九十三万円、同多井戸～梨の木線道路改修費約四十三万円などが大きな支出。

【教育費】 教育委員会費約三百十六万円小学校費約五百三十六万円（小幡小、一の給食室建築工事費約九十六万円をふくめて給食費約二百四十六万円がある）、中学校費約二千三百四十万円（うち第一中学校建築費約二千七十八万円）、社会教育費約九十六万円（青年学級とか婦人学級に対して）、以上がおおまかな内訳

【社会及び労働施設費】 社会福祉費の約九十一万円、児所費の約八十一万円がおもなる支出。

【保健衛生費】 一斉駆除の薬品代約六十五万円をはじめ、結核予防費・一般予防接種費など支出。

【産業経済費】 農業委員会費約二百九十万円農業振興費約三百四十四万円（このなかには、新農村建設事業費補助百九十七万円の支出があります。）、商工振興費約二十二万円、林業振興費約十四万円、畜開田工事費約六十四万円をふくむ土地改良費約三百三十三万円、農地集団化事業費約五十八万円などです。

【財産費】 町有林ふ育費約二十四万円、国有林払下費約二十九万円、建物や森林火災の保険料約六十万円、第一中学校・小幡小学校・新屋小学校等の学校敷地購入費が約八十四万円支出されています。

【統計調査費】 国勢調査、農林統計などの調査費です。

【選挙費】 選挙管理委員会費、県知事・衆議院議員選挙費など。

【公債費】 借入金に対する本年度分の元利償還金です。

【諸支出金】 徴税費約六十三万円、農業共済会計へ五十万円・国保会計へ六十万円それぞれ繰り出し、新町建設計画調整費に約三十七万円支出。

【予備費】 カッコ内の額は、他款へ充用した額です。

昭和35年度甘楽町歳入歳出決算表

歳入 科目	金額	構成比
	円	%
町税	28,277,331	30.75
地方交付税	26,419,000	28.74
公営企業及び財産収入	2,435,547	2.65
分担金及び負担金	2,138,890	2.33
使用料及び手数料	1,329,600	1.45
国庫支出金	7,912,509	8.61
県支出金	6,780,263	7.38
寄附金	1,108,324	1.21
繰越	3,883,335	4.22
雑収入	1,005,393	1.09
町債	9,500,000	10.33
繰入金	1,139,837	1.24
合計	91,930,029	100.00

歳出 科目	金額	構成比
	円	%
議会費	2,085,780	2.34
役場費	19,133,354	21.49
消防費	2,853,074	3.21
土木費	8,549,859	9.60
教育費	33,031,513	37.11
社会及び労働施設費	2,081,877	2.33
保健衛生費	1,813,405	2.04
産業経済費	11,020,286	12.38
財産費	3,447,871	3.87
統計調査費	503,292	0.57
選挙費	541,905	0.62
公債費	1,645,288	1.85
諸支出金	2,309,118	2.59
予備費	(363,924)	—
合計	89,016,622	100.00

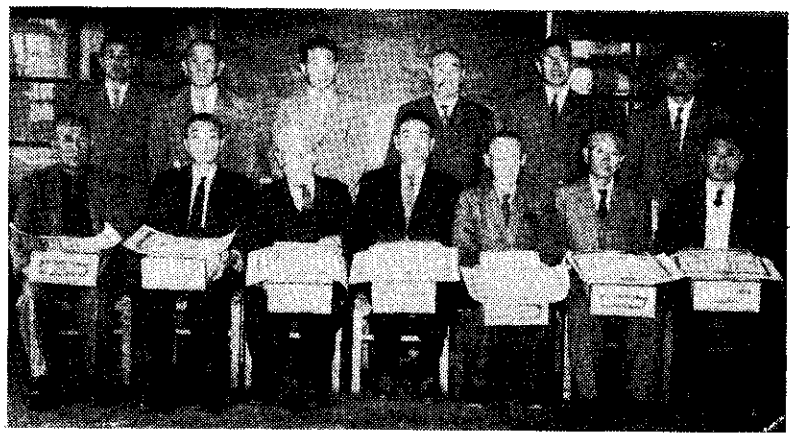

甘楽町の有功者に

―十名を新しく登録―

甘楽町では、新しく十名の有功者を名簿登録し、11月6日に記念品を贈つて表彰しました。

由田治三郎氏

田村金吾氏

これは、10月19日の町議会で本町有功者表彰条例に該当することが議決されたためで、これで生存有功者は五十九名になりました。

有功者と略歴

斎藤兵蔵氏　秋畑
明治44年11月21日生
秋畑村第五区長一年、同農地委員四年六ヵ月、同農業調整委員四年、同議会議員八年、同農業委員に36年7月当選現在に至る。現秋畑農業協同組合長。

田村寿雄氏　秋畑
明治30年9月23日生
秋畑村議会議員八年八ヵ月、同農業調整委員二年七ヵ月、34年3月甘楽町議会議員に当選、現在に至る。

田村金吾氏　秋畑
明治31年7月20日生
秋畑村第三区長二ヵ年、同議会議員四ヵ年、同農業調整委員四ヵ年、同農業委員六ヵ年

田村知道氏　轟
大正5年5月1日生
小幡町収入役一二日間、同第五区長六ヵ月、同農業委員七年七ヵ月、同教育委員一年五ヵ月、昭和34年4月教育委員に選任現在に至る。現教育委員長

斉藤市造氏　金井
明治25年6月16日生
新屋村農業調整委員四ヵ年、同議会議員七年九ヵ月、同農業委員四年六ヵ月

増田太吉氏　秋畑
明治32年12月10日生
秋畑村農業調整委員四ヵ年、同議会議員四ヵ年、同農業委員七年六ヵ月、小幡町議会議員二年九ヵ月、

飯塚才松氏　秋畑
明治15年8月30日生
秋畑村収入役一年二ヵ月、同助役七年八ヵ月、同農業委員六ヵ年、

篠原良一氏　福島
昭和36年10月12日死去、別記

山田実氏　白倉
明治38年3月21日生
新屋村第二区長六年七ヵ月
同議会議員三年九ヵ月、同農業委員一年六ヵ月、昭和34年3月当町議会議員に当選、36年4月農業委員に選任、現在に至る。

由田治三郎氏　上野
明治41年6月11日生
小幡町農業調整委員二年八ヵ月、同農業委員七年六ヵ月、同教育委員二年四ヵ月、同第四区長二ヵ年、昭和34年3月当町議会議員に当選、36年4月当町農業委員に選任現在に至る。

斉藤(市)造氏　金井
同議会議員三年六ヵ月、同農業委員一年六ヵ月、昭和34年3月当町議会議員に当選、36年4月農業委員に選任、現在に至る。

増田太吉氏　秋畑
明治32年12月10日生
秋畑村農業調整委員四ヵ年、同議会議員四ヵ年、同農業委員七年六ヵ月、小幡町議会議員二年九ヵ月、

飯塚才松氏　秋畑
明治15年8月30日生
秋畑村収入役一年二ヵ月、同助役七年八ヵ月、同農業委員六ヵ年、

篠原良一氏　福島
昭和36年10月12日死去、別記

＝写真（上）前列左から山田、増田、飯塚、斉藤(兵)、田村、斉藤(市)田村（知）の各氏

別計特会　国民健康保険 ＝決算＝

【事業勧定】

歳入　一八、二六、〇六三円
歳出　一五、六四二、二九五円
差引残金　二、五三、七六八円

歳入の割合は、みなさんが納入する保険税が約四十%をしめて約七百三十九万円、国が支出する金が四十四・五%で約八百十一万円、残りが県支出金とか前年度繰越金、その他です。このうち、保険税の収納率は三十四年の八十八・八三%にくらべて九十二・三三%と上昇し、おかげで、事業運営は順調に行なわれました。

歳出では、皆さんが直接受ける保険給付費がいちばん多く、約千二百五十五万一千円となっています。このうちわけをみますと、一般診療費約一千百六十四万四千円（二万三千九百八十四件）、療養費約八万一千円（七十一件）、助産給付費約二十二万三千円（二百二十四件）、育児給付費約二十一万五千円（二百十五件）、葬祭給付費約二十七万八千円（百三十九件）、審査手数料約十万九千円となっています。

【診療施設勧定】

新屋診療所の歳入歳出です。

歳入　三、二一九、四三三円
歳出　二、九二八、三九六円
差引残金　二〇一、〇三六円

農業共済

歳入　一二、三六九、九二二円
歳出　一一、九六八、三三五円
差引残金　四〇一、五九七円

（この残金は翌年度へ繰り越されますが、一般会計とちがい事務費等には使用されず、災害などがあつた場合にのみ支払われます。したがつて、翌年度に支払うような災害がなかつた場合は、さらに次年へ積み立てられていきます。）

小幡簡易水道

歳入　二、六六九、四〇一円
歳出　二、二八、九二二円
差引残金　一、五四〇、四一九円

天引・金井 簡易水道

歳入　一七五、九〇〇円
歳出　一七五、九〇〇円
差引残金なし